

令和3年6月7日

保護者のみなさま

八尾市教育委員会事務局
教育センター 所長
八尾市立東中学校
校長 梅北 哲也

GIGA スクール構想に係る児童生徒用端末及び非常時用モバイルルーターの貸出について

平素は、本市教育活動及び本校教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、八尾市では、文部科学省が推進しております「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台端末の配付及び高速大容量の通信ネットワーク整備等を進めてまいりました。その中で、非常時における児童生徒の学びの保障の観点から端末の持ち帰りによる家庭での活用を見据え、インターネット利用ができない家庭への支援についても準備を進めております。

この度、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う一定期間にわたる臨時休業措置期間中等において、児童生徒の学習を推進するため、「家庭学習ICT環境支援事業」として、児童生徒用端末、電源アダプター（以下、端末等）及びモバイルルーター、ケーブル等（以下、モバイルルーター等）の貸出を下記の通り実施いたします。

記

1. 家庭への貸出の対象となる児童生徒について

端末等については、次の（１）（２）の児童生徒が対象となります。また、モバイルルーター等については、次の（１）（２）の児童生徒で、家庭にインターネットに接続する環境のない者が対象となります。

（１） 出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒

（２） 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、一定期間にわたる臨時休業措置となった児童生徒

2. 家庭用の端末の活用について

家庭にあるICT機器に、Microsoft Teams をインストール及びロイロノートのWeb ページを活用することも可能です。その場合はMicrosoft Teams 及びロイロノートのIDのみを持ち帰り、家庭のICT機器を利用することになります。

3. 貸出条件について

【児童生徒用端末等について】

- ・「家庭学習ICT環境支援事業利用申請書兼同意書」による手続きを行った者を対象に児童生徒用端末の貸出をします。主に学校で活用、保管します。ただし、非常時や学校が指定する期間に家庭に持ち帰ることもあります。

【非常時用モバイルルーター等について】

- ・「家庭学習ICT環境支援事業利用申請書兼同意書」による手続きを行った者のうち、家庭にインタ

ーネット環境がなく、貸出を希望される家庭に貸出をします。

- ・数に限りがありますので、家庭に Wi-Fi 環境がある場合など、インターネットの使用に支障がない場合は申請できません。
- ・非常時等の際に、事前にご提出いただいております「家庭学習 ICT 環境支援事業利用申請書兼同意書」に基づき、八尾市教育委員会事務局で貸出決定を行ったうえ、「家庭学習 ICT 環境支援事業モバイルルーター等貸出決定通知書」とともに貸出します。
- ・モバイルルーター等については、1 家庭 1 台を対象として貸出をします。モバイルルーター等のみの貸出は当面実施いたしません。
- ・貸出は無償で行います。
- ・モバイルルーター等は貸出回数に限りがありますので、お渡しするまで時間を要する場合も想定されますがご了承ください。

4. モバイルルーター等の家庭への貸出期間

- ・貸出手続き完了日から新型コロナウイルス感染症に対応した一定期間にわたる臨時休業措置となった期間等の終了日、もしくは出席停止等により、やむを得ず登校できない児童生徒の登校再開日まで、あるいは家庭においてのインターネット通信環境が整備された日のいずれかの早い日までの貸し出しとなります。

5. 貸出について

「家庭学習 ICT 環境支援事業実施要綱」及び「貸出に係る留意事項」を熟読いただき、**「家庭学習 ICT 環境支援事業利用申請書兼同意書」に必要事項をご記入のうえ、在籍する学校へ6月16日（水）までにご提出ください。**

6. 故障・破損・紛失等について

- ・故障や破損、紛失があった場合は速やかに学校へ報告してください。
- ・学校より渡される「児童生徒用端末等故障届」または「児童生徒用端末等破損・紛失届」に詳細記入し、提出してください。
- ・故障と判断し、勝手に修理をしないでください。
- ・盗難等にあった場合は、警察へ被害届を提出し、届け出番号を学校に連絡ください。
- ・故意や重大な過失による故障・破損などは弁償を求める場合があります。

7. 返却について

- ・持ち帰った機器は、登校が可能になった日または学校が指定する日に児童生徒に持たせてください。
- ・モバイルルーター等は家庭に通信環境が整ったら、速やかに返却してください。
- ・貸出期間中に校区外へ転居する場合は、学校へ連絡し、速やかに返却してください。八尾市内での転居の場合でも、機器は返却し、転居先の学校へ再度「家庭学習 ICT 環境支援事業利用申請書兼同意書」を提出し、新たに機器の貸出を受けてください。